

マージン率等に係る情報提供について

関東マリン・サービス株式会社

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

対象期間：(令和4年) 10月1日 ～ (令和5年) 9月30日

1. 令和6年6月1日付 派遣労働者数 52 名
3. 令和4年度 派遣先事業所数 9 件
3. 令和4年度 派遣労働者に関する料金の平均額 ¥29,728
4. 令和4年度 派遣労働者の賃金の平均額 ¥17,298
- 5 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の
平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額
で除して得た割合 41.8%

6. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口(人事部) TEL 045-662-5639

訓練の内容	対象者	方法	主体	費用負担	賃金支給	1人当たりの平均実施時間
新規採用訓練	未経験の新規採用者	OJT	弊社	無償	有給	8時間
OA機器操作訓練	1年以上の雇用見込み者	OJT	派遣先	無償	有給	8時間
機器操作スキル アップ訓練	2年以上の雇用見込み者	OJT	派遣先	無償	有給	8時間
リーダー就任前訓練	3年以上の雇用見込み者	OJT	派遣先	無償	有給	8時間

7. 労使協定を締結している (協定書の有効期間 終期令和7年3月31日)

協定労働者の範囲 (派遣先で事務事業に従事する従業員)

8. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

マージン率は下記事項が含まれております。

事業所負担の労働保険料、社会保険料

従業員が有給休暇を取得した際に支払う賃金

(派遣先に請求できない費用)

従業員の健康診断にかかる費用

従業員のスキルアップのための教育訓練受講費にかかる費用

従業員の福利厚生費

事業の運営上必要となるオフィス賃金、宣伝広告費、求人に係る

費用等をはじめとする諸費用、営業利益 等々